

社会人権学習資料

発行
岐阜県環境生活部人権施策推進課
電話：058-272-8250

No.40

人権って何？

人権とは「誰もが幸せに生きる権利」のことです。私たちの身の回りでは、外国人、障がいのある人、高齢者、アイヌの人々、犯罪被害者など様々な人が存在しており、人間は皆同じではありません。時には誰かの言葉や態度により、いじめや差別など人を傷つけることもあります。身近な人権問題について正しく理解し、様々な人権に配慮する必要があります。

【障がいのある人の人権】

シロシロ見たり避けたりしていませんか？

【子どもの人権】

「いじめや体罰」見て見ぬふりをしていませんか？

【外国人の人権】

肌の色や宗教などで差別していませんか？

【女性の人権】

家庭や職場において男女差別していませんか？

【同和問題】

正しく理解していますか？

【インターネットの人権】

インターネット上に悪口を書き込んでいませんか？

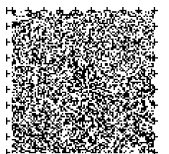
【その他の人権問題】

同性愛者など性的指向や性自認に関する差別、犯罪被害者とその家族の人権、感染症患者等に対する偏見や差別 など

家庭で、身近な人権問題について話し合ってみましょう！

※この資料は、法務省委託事業により作成されています。

岐阜県



小学校・中学校の教科書では、次のように取り上げられています。

小学校では…

憲法の三つの原則

日本国憲法には、基本的人権の尊重、国民主権、平和主義の三つの原則があります。

出典：東京書籍株式会社「新しい社会6下」43頁

国民の権利

- 思想や学問の自由
- 働く人が団結する権利
- 個人の尊重、男女の平等
- 教育を受ける権利
- 政治に参加する権利（参政権）
- 言論や集会の自由
- 裁判を受ける権利
- 仕事について働く権利
- 居住や移転、職業を選ぶ自由
- 健康で文化的な生活を営む権利（生存権）



憲法は、基本的人権の尊重を原則の一つとし、上の図のように、さまざまな国民の権利を保障しています。わたしたちは、憲法の定める権利を正しく行使するとともに、おたがいの権利を尊重する態度を身につけるよう努力しなければなりません。そして、国民としての義務（※）を果たしていく必要があります。

出典：東京書籍株式会社「新しい社会6下」45頁

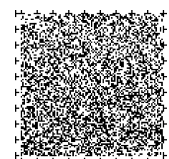
（※）子どもに教育を受けさせる義務、仕事について働く義務、税金を納める義務



中学校では…

厳しい身分による差別

百姓、町人とは別に、えた身分、ひにん身分などの人々がいました。えた身分は、農業を行って年貢を納めたほか、死んだ牛馬の解体や皮革業、雪駄作り、雑業などをして生活しました。また、犯罪者をとらえることや牢番などの役人の下働きも、役目として務めました。ひにん身分も、役人の下働きや芸能、雑業などで生活しました。



これらの身分の人々は、他の身分の人々から厳しく差別され、村の運営や祭りにも参加できませんでした。幕府や藩は、住む場所や職業を制限し、服装などの規制を行いました。これによって、これらの身分の人々に対する差別意識が強まりました。



雪駄の写真

雪駄は、江戸時代には高価でしたが、人気のあるはき物でした。材料に竹の皮と牛や馬の革が使われており、主に、差別されていた人々によって作られていました。

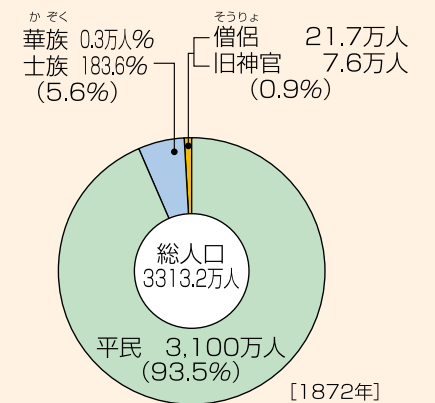
出典：東京書籍株式会社「新しい社会 歴史」115頁

身分制度の廃止

新政府（*）は天皇の下に国民を一つにまとめようと、皇族以外は全て平等であるとし、また移転や職業選択、商業の自由を認めました。平民も名字を名乗り、華族や士族と結婚することが認められました。士族は、後に帯刀が禁止されました。

1871年には、これまで、えた身分やひにん身分として差別されてきた人々に関して、呼び名を廃止し、身分や職業も平民と同じとする布告（いわゆる「解放令」）が出されました。しかし実際には、この後も、職業、結婚、住む場所などの面で差別は根強く続きました。これに対して、「解放令」をよりどころにしながら、差別からの解放と生活の向上を求める動きが各地で起こりました。

（*）明治政府



華族・士族・平民の割合 (近代日本経済史要覧) →p.114

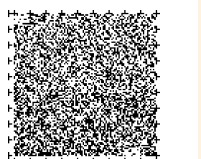
出典：東京書籍株式会社「新しい社会 歴史」161頁

解放を求めて

部落差別に苦しむ被差別部落の人々も、政府にたよらず、自力で人間としての平等を勝ち取り、差別からの解放を目指す運動（部落解放運動）を進めました。1922年に京都で全国水平社が結成され、運動は全国に広がっていきました。

北海道では、差別に苦しむアイヌ民族の解放運動も起こり、1930年（昭和5年）には北海道アイヌ協会が結成され、日本の社会への同化政策に反対しました。

出典：東京書籍株式会社「新しい社会 歴史」208、209頁

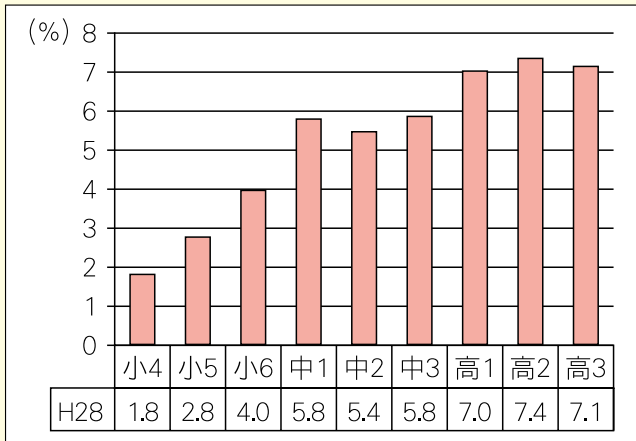


インターネットを正しく使いましょう

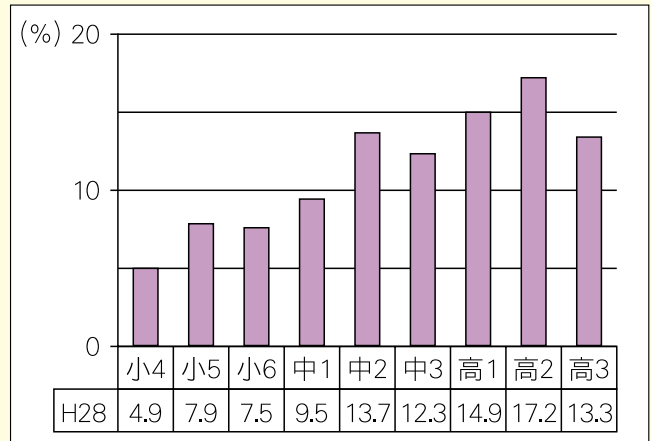
パソコンやスマートフォン等の普及により、子どもたちがインターネットを使う機会は増えています。一方、SNSによるいじめや誹謗中傷の書き込み等、子どもの人権が脅かされる事案も発生しています。

平成28年度 岐阜県教育委員会 情報モラル調査より

自分の悪口や個人情報をネットに投稿されたことがある人の割合



他人の悪口や個人情報をネット投稿したことがある人の割合



本県では、ネットに他人の悪口や個人情報等を掲載したことがある人の割合が、自分の悪口や個人情報等を投稿されたことがある人の割合より高いという状況です。投稿内容からは、人間関係のこじれを安易にインターネットに持ち込む様子がうかがえます。ネット上に投稿（公開）された悪口や写真は、急速に広がり（拡散）、しかも一度ネット上に掲載されると、完全に削除することが難しく、長く被害者を苦しめることとなります。

家庭で決めよう！インターネットの使い方

平成28年に岐阜県警に寄せられたネット被害に関する相談は、925件。そのうち名誉棄損・誹謗中傷に関するものは、113件でした。子どもたちがこうした事案に係らないようにするためにも、まずはインターネットの使い方について、親子で「家族ルール」をつくりましょう。

ルールづくりのポイント

- 1 使う目的やネット社会の危険性について、しっかり話し合しましょう。
- 2 使う時間や場所・場面、機能や使用の上限等、具体的なルールにしましょう。
- 3 トラブルが発生したりルールを守れなかったりしたときの対応を決めましょう。
- 4 子どもの利用状況を見守り、定期的に見直しましょう。

